

宿泊・自宅療養証明の発行が必要な場合は、この依頼書に記入の上、松江保健所あてご提出ください。

宿泊・自宅療養証明発行依頼書（新型コロナウイルス感染症専用）

（あて先）松江市・島根県共同設置松江保健所長

申請日：令和 年 月 日

申請者： 対象者との続柄：

送付先住所：〒 -

電話番号：

以下の者について、宿泊・自宅療養証明書の発行を依頼します。

（ふりがな）

対象者氏名： 性別（男・女）

対象者の生年月日：大正・昭和・平成・令和 年 月 日

【注意事項】

- ① 松江保健所は以下の方には療養証明書を発行しません。
 - (ア) 松江保健所の管轄外で療養された方
 - (イ) 令和5年5月8日以降に陽性と診断された方
 - (ウ) 令和4年9月26日から令和5年5月7日までの間に陽性と診断された方のうち発生届対象外であった方
- ② 国の定めた様式に基づく証明書を発行します。各保険会社の個別様式や、療養先(自宅・宿泊療養施設・医療機関)、詳細な療養期間、発症日等が記載された証明書の発行はできません。
- ③ 療養の開始日は、新型コロナウイルス感染症の検査の結果陽性が判明し、医師が新型コロナウイルス感染症と診断した日です(医師による発生届に基づきます)。
- ④ 療養期間が 10 日以内の方については、療養終了日は一律記載しません。
- ⑤ 療養期間が 11 日以上の方については、療養期間が変更(延長)となったことが確認できる方に限り、療養終了日を記載します。
- ⑥ 松江保健所が把握する療養期間の証明を行います。自己判断で自宅療養した期間については証明できません。また、療養期間の変更はできません。
- ⑦ 療養した方お一人につき 1 通、一回の療養期間につき 1 通の証明書を発行します。複数枚必要な場合は、ご自身でコピーしてください。
- ⑧ 再陽性等により複数期間の証明が必要な場合は、期間ごとの申請書を送付してください。
- ⑨ 治癒したことの証明や検査陰性の証明ではありません。療養終了後に職場等で勤務を開始するにあたり、各種証明を提出する必要はありません。

提出先（郵送、持参、FAX で受け付けます）

郵送 ⇒〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 3F

松江保健所 薬事・感染症対策課（TEL：0852-23-1317）

FAX ⇒0852-31-6694